

校外生活のきまり

恵庭市内小中高生のための

恵庭市生徒指導協議会・恵庭市教育委員会（少年育成センター）

小学生・中学生のみなさんへ

	小学生	中学生
帰宅時刻	4月～8月 午後6時 9月 午後5時 10月～1月 午後4時 2月～3月 午後5時	4月～9月 午後7時 10月 午後6時30分 11月～2月 午後6時 3月 午後6時30分 ※ 部活動については、各中学校で定められている終了時刻を守りましょう。
	帰宅時刻以降は、責任ある大人と出かけましょう。	
外泊	友達の家や知らない人の家に泊まってははいけません。	
外出	□ 小学生だけで市外に出かけてはいけません。校区外に出かける時には、必ず保護者に伝えましょう。 □ 自転車での行動範囲は、校区内を基本とします。 □ 飲食店、映画館、ゲームセンター、カラオケ店、海水浴、登山、キャンプ、市外のスキー場やスケート場などには責任がもてる大人と行きましょう。 □ なお、ゲームセンターについては大人といっしょでも午後6時以降は入場できません。	□ 友達同士で出かける時は、マナーやエチケットを守りましょう。 □ ボウリング場、インターネットカフェ、ゲームセンター、カラオケ店、海水浴、登山、キャンプなどには責任がもてる大人と行きましょう。 □ なお、ゲームセンターについては大人といっしょでも午後6時以降は入場できません。 □ 身分証明書は、外出時に必ず携帯しましょう。
アルバイト	□ してはいけません。 □ 必ず保護者と相談し、学校の承諾を得るようにしましょう。	

高校生のみなさんへ

- 帰宅時刻は午後9時です。
- パチンコ店や酒類を提供する飲食店及び高校生として不適当とみなされる場所への出入りはいけません。
- 登山、キャンプ、海水浴等は、学校に届け出て証明書を必ずもらい出かけましょう。
- アルバイトを行う必要がある場合は必ず親と相談し、学校の許可を得ましょう。
- 身分証明書は外出時、必ず携帯しましょう。
- 運転免許証の取得は学校のきまりに従いましょう。

安心・安全な生活のために

- 自転車の利用について、次のような危険な行為はやめましょう。
 - ・二人乗り
 - ・スマートフォンなどを見ながらの「ながら運転」
 - ・ライトを点けずに走る「無灯火」
 - ・雪道での走行
 - ・小学生だけで市外へサイクリングに行くこと。
- 校外での遊びについて、次のような危険な行為はやめましょう。
 - ・スケートボードやキックボードなどで路上を走ること
 - ・危険な場所での魚釣り、水遊び、川遊び
 - ・市で有害玩具に指定されている、特殊警棒、エアソフトガン（ガスガンやエアガン）で遊ぶこと
- 法律などで禁止されていることは、絶対にしてはいけません。
 - ・バイクや自動車の運転
 - ・飲酒や喫煙
 - ・パチンコ店などへの出入り
 - ・万引き
 - ・無断で他人の自転車に乗ること など
- 多額の現金の持ち歩きや、お金の貸し借りはやめましょう。
- 服装・髪型など、この「校外生活のきまり」に記載されていないことについては、各学校のきまりを確認しましょう。

相談してください 気になること、心配なこと、いやなこと、なまえはいわなくていいです。

恵庭市教育委員会（少年育成センター）	☎ 33-3131（内線1631・1632）
北海道子ども相談支援センター	☎ 0120-3882-56（フリーダイヤル／毎日24時間）
エンゼルキッズこども家庭支援センター	☎ 011-372-8341（毎日24時間）
24時間子どもSOSダイヤル	☎ 0120-0-78310（フリーダイヤル／毎日24時間）
チャイルドライン	☎ 0120-99-7777（フリーダイヤル／毎日午後4時～午後9時）

保護者のみなさまへのお願い

お子様の安心・安全な校外生活のためには、保護者の皆様のご理解とご協力が欠かせません。次の内容について、改めてご確認をお願いいたします。

ご家庭での見守りと対応

- 保護者が正しい手本となるよう、日常の行動にご配慮ください。
- 万が一、お子様が禁止されていることをしてしまった場合は、保護者が責任と良識をもって適切に対処してください。
- 友人関係、遊び方、遊び場所、持ち物など、お子様の行動を日頃から注意深く見守ってください。

地域での安全確保

- 交通安全については、保護者や地域の大人が模範となるよう努めてください。
- 問題行動を見かけた際は、知らない子どもでも優しく声をかけ、必要に応じて、学校や関係機関へ連絡してください。
- 不審者を見かけたり、遭遇した場合は、速やかに警察へ通報してください。

ネット端末の利用について

- ルールや、禁止事項について、親子で改めて確認してください。
- 保護者の責任で、端末にフィルタリングを設定するなど、有害・悪質なサイトへのアクセスを防ぐ対策を講じてください。
- ネット上での次の行為は犯罪となる可能性があります。最近では、こうしたネット上のトラブルが深刻な問題に発展する事例も増えています。端末を持たせる保護者として、お子様の利用状況を把握し、適切な指導をしていただくようお願いいたします。
 - ・他人の悪口やデマ（虚偽情報）の書き込み
 - ・他人の写真・動画・住所・電話番号などの個人情報を、本人の許可なく投稿、共有すること

子どもが事件・事故に遭遇していたり、きまりが守られていないようを見かけたりした場合にはご連絡ください

恵庭交番 0123-32-2028